

本書は、税理士試験問題の出題傾向をとらえ、受験生の要望にそって相続税法科スタッフが総力を挙げて作成した合格のための総合計算問題集です。

従って、本書は相続税法の合格に必要な基礎項目の定着及びアウトプット力の養成を図ることを目的としており、相続税法の学習が初めての方、経験者の方にも有効な総合計算問題集となっております。

なお、本書は2024年7月1日現在の施行法令に基づいて作成しております。

資格の大原 税理士講座

Subject. I

合格に必要な基礎項目が充実

本書の問題は、過去の試験傾向及び出題実績を徹底分析することにより、学習の進度に応じた税理士試験の合格に必要な基本項目を中心に出题がされています。また、本試験とほぼ同等の形式となっていますので、総合問題形式ならではの解答手順、解答方法を確立することができます。

この問題集の学習項目を習得することにより合格に必要な知識をマスターすることができます。

試験傾向を徹底分析！

項 目	年 度							備 考
	H29	H30	R 1 (H31)	R 2	R 3	R 4	R 5	
出題形式 総合問題	○	○	○	○	○	○	○	
個別問題	○							相続時精算課税の権利・義務承継（H29）
分割	○	○	○	○	○	○	○	
未分割								
問題ページ数	13	15	14	17	17	13	12	理論問題のページ数含む
解答時間（目安）	65	75	75	75	105	80	70	

本試験同様の総合問題形式

下記の「資料」に基づいて、各相続人等の納付すべき相続税額を計算過程を示して求めなさい。なお、課税価格の計算のうち、小規模宅地等の特例については、答案用紙のⅠの2「小規模宅地等の減額金額の計算」欄に記入することとし、その特例の適用を受ける財産の答案用紙の「金額」欄には、その特例の適用を受ける前の評価額を記入することとする。また、各相続人等の課税価格に算入する金額の計算に当たって2以上の計算方法があ

(7) 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

区 分	相続人等						
相続又は遺贈による 取得財産							
みなし取得財産							
債務及び葬式費用							
生前贈与加算 (暦年課税分)							
課税価格 (1,000円未満切捨て)							

答案用紙も本試験と同じ形式
本番同様の練習が可能！

Subject.2

時間・得点を意識した練習が可能

本書の問題には制限時間が付されていますので、本試験と同様に解答時間を意識した演習を行うことができます。また、模範解答、採点基準及び解説が付されていますので、自己採点により、自己の学習状況を分析し、弱点の把握・強化をすることができます。

●相続税法 総合計算問題集（基礎編）

問題 1

(制限時間 70分)

解答時間を意識して
解答しよう！

解 答

解答後は自己採点を！

I 各人の課税価格の計算

1. 遺贈財産価額の計算

(単位：円)

取得者	財産の種類	計 算 過 程	金 額
乙	H 宅 地	$\{(220,000 \times 1.00) + (190,000 \times 1.00 \times 0.02) + (170,000 \times 1.00 \times 0.02) + (150,000 \times 1.00 \times 0.03)\} \times 240\text{m}^2 = 55,608,000$	55,608,000①
	家 屋	$4,000,000 \times 1.0 = 4,000,000$	4,000,000①
	I 宅 地	$\{(200,000 \times 1.00) + (160,000 \times 1.00 \times 0.08 \times \frac{10\text{m}}{16\text{m}})\} \times 300\text{m}^2 = 62,400,000$ $62,400,000 \times (1 - 0.7 \times 0.2) = 49,296,000$	49,296,000①

解 説

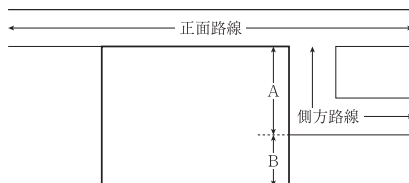
間違ってしまった
箇所は解説で確認！

1. 縁組前出生

Dの親であるBは平成12年に被相続人甲と養子縁組をしているため、被相続人甲の直系卑属に該当しないため被相続人甲の代襲相続人とはならない。なお、E・Fは縁組後に出生しているため、いずれも被相続人甲の直系卑属に該当する。

2. I宅地

側方路線に一部分のみ接している宅地については、側方路線影響加算額を調整して宅地の評価額を計算する。



- (1) 正面路線価×奥行価格補正率
- (2) 側方路線価×奥行価格補正率×側方路線影響加算率× $\frac{A}{A+B}$
- (3) $\{(1)+(2)\} \times \text{地積}$

Point. I

解答上の注意点

① 制限時間を守ること。

各問題には制限時間が設けられています。問題を解く場合には時間を計り、制限時間内で解答するように心掛けて下さい。

また、解答時点での実力を把握するために、問題を解いている間は解答・解説を見ないで、制限時間どおり時間を計って自分なりの解答を作成して下さい。

② 問題を最後まで熟読すること。

問題をよく読み、問題全体を把握してください。

③ 間違えた箇所は必ず確認を行うこと。

問題を解いた後は必ず採点を行って下さい。そして、間違えた項目については解答・解説を確認し、なぜ間違えたのか自己分析を行ってから次の問題に移って下さい。

特に間違えた原因が財産評価の知識不足である場合には、まずは知識を身に付ける必要があるため財産評価問題集の各章の冒頭で間違えた学習項目の内容確認をし、対応する個別問題を解答することによって効率的に知識を身に付けることができます。

また間違いやすい（苦手な）項目についても反復して財産評価問題集の個別問題を解答し、間違いノート等を作成することで、効率よく克服することができます。

④ 繰り返し解くこと。

各問題には、難易度（Aランク・Bランク）が設けられています。アウトプット力をつけるため、難易度に応じた目標点に達するまで繰り返し解くようにして下さい。

なお難易度AランクとBランクの位置づけは以下のとおりです。

Aランク…目標点45点以上

基本項目のみで構成されている問題。

解答ができなかった項目については最優先で復習が必要です。

Bランク…目標点40点以上

基本項目が中心ですが一部応用項目があり、応用項目へのステップアップとしてチャレンジしてほしい問題です。

⑤ 相続人及び法定相続人の判定は確実にすること。

相続人・法定相続人は、いろいろなところで関係してきますから、判定は慎重にくれぐれも間違いのないようにして下さい。

⑥ 時間配分を決めること。

各回の問題に制限時間がついていますから、それを基に課税価格の計算、算出税額の計算、納付税額の計算について時間配分を決め問題を解いてください。

Point.2

解答用紙の利用方法

巻末に「解答用紙」がございますので、A4サイズにコピーしてお使いください。「解答用紙（A4サイズ）」は、資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア内の「解答用紙DLサービス」よりダウンロードすることも可能です。

<https://www.o-harabook.jp/>

資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア

Point.3

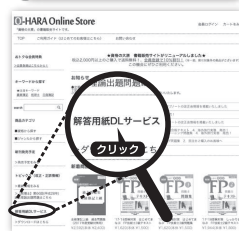
資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストアをチェック！

解答用紙・チェックリストがダウンロードできる！

印刷して、解き直しやチェックリストにご利用いただけます。

※一部の教材を除く

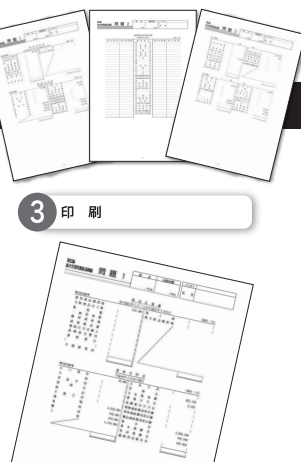
1 トップページから「解答用紙DLサービス」
→「ダウンロードはこちら」をクリック



2 「税理士」からダウンロードする
書籍名をクリック



3 印刷



法令等の改正に対応！

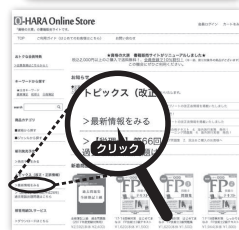
改正時には、大原ブックストアで本書掲載内容に関する法改正に伴う修正を公開します。

改正後の問題や解答をいち早くキャッチできます！！

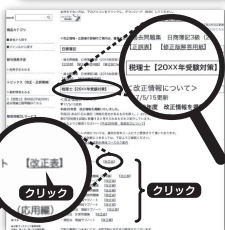
また、細心の注意を払って作成しておりますが、

万が一、訂正が生じた場合には正誤表も合わせて掲載いたします。

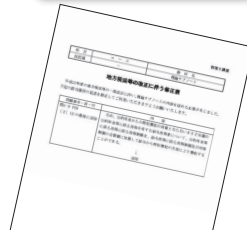
1 トップページから「トピックス(改正・正誤情報)」
→「最新情報を見る」をクリック



2 「税理士」の項目から書籍名を確認して、
【改正表】をクリック



3 印刷できます



凡 例

1. 法令通達等の略称表示について

法	相続税法
令	相続税法施行令
法附則	相続税法附則
措 法	租税特別措置法
措 令	租税特別措置法施行令
基 通	相続税法基本通達
個 通	相続税個別通達
措 通	租税特別措置法通達
評 通	財産評価基本通達
国 通	国税通則法

2. 略称表示の使用例

「法3①五」は、相続税法第3条第1項第五号を表示している。

※ 利子等の計算においての日数は、1年を365日として計算するものとし、閏年は考慮しないものとして計算してください。

・チェックシート

問題 番号	難易度	制限 時間	主 な 出 題 内 容	チェック	問題	解 答 ・ 解 説
1	A	70分	<出 題 形 式>		4	71
			総合問題			
			<計 算 項 目>			
			相続人の判定及び相続分			
			生命保険金等			
			退職手当金等（弔慰金等）			
			未成年者控除			
			障害者控除			
			<財 産 評 価>			
			貸家建付地			
			地区区分の異なる宅地			
			側方路線に宅地の一部が接している場合			
			構築物			
			上場株式			
			動産			
			小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例			
2	A	60分	<出 題 形 式>		12	78
			総合問題			
			<計 算 項 目>			
			相続人の判定及び相続分			
			生命保険金等			
			債務控除			
			相続税額の加算			
			<財 産 評 価>			
			路線価の加重平均			
			貸宅地・貸家建付地・貸家建付借地権			
			角切り			
			たな卸商品等			
			預貯金等			
			上場株式			
			小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例			

問題 番号	難易度	制限 時間	主 な 出 題 内 容	チェック	問題	解 答 ・ 解 説
3	A	75分	<出 題 形 式>		22	85
			総合問題			
			<計 算 項 目>			
			生命保険金等			
			債務控除			
			相続税額の加算			
			贈与税額控除（暦年）			
			<財 産 評 価>			
			建築中の家屋			
			貸家建付借地権（空室がある場合）			
			相当の地代			
			地区区分の異なる宅地			
			取引相場のない株式（評価方式の判定）			
			利付公社債			
			小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例			
4	B	80分	<出 題 形 式>		32	94
			総合問題			
			<計 算 項 目>			
			生命保険金等			
			退職手当金等（弔慰金等）			
			債務控除（保証債務）			
			<財 産 評 価>			
			不整形地（旗竿地）			
			がけ地			
			取引相場のない株式（類似業種の選択、資産の部・負債の部の相続税評価額と帳簿価額）			
			地積規模の大きな宅地			
			小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例			

問題 番号	難易度	制限 時間	主 な 出 題 内 容	チェック	問題	解 答 ・ 解 説
5	A	75分	<出 題 形 式>		46	105
			総合問題			
			<計 算 項 目>			
			生命保険金等			
			退職手当金等			
			債務控除			
			障害者控除			
			<財 産 評 価>			
			宅地の評価単位			
			不整形地			
			農地			
			上場株式			
			取引相場のない株式 (資産の部・負債の部の相続税評価額と帳簿価額)			
			小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例			
6	B	80分	<出 題 形 式>		58	115
			総合問題			
			<計 算 項 目>			
			相続人の判定及び相続分			
			生命保険金等			
			生前贈与加算（贈与税額の計算）			
			相続税額の加算			
			障害者控除			
			<財 産 評 価>			
			無償返還届出書			
			宅地の評価単位			
			都市計画道路予定地			
			容積率の異なる宅地			
			山林・立木			
			ゴルフ会員権			
			証券投資信託受益証券			
			上場株式（配当落ち）			
			取引相場のない株式（類似業種の選択）			
			取引相場のない株式（株価の修正）			
			小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例			

・ 振り返りシート

問題 番号	解答 回数	日 付	解答時間	点 数	自 己 分 析
1	①				
	②				
2	①				
	②				
3	①				
	②				
4	①				
	②				
5	①				
	②				

問題 番号	解答 回数	日 付	解答時間	点 数	自 己 分 析
6	①				
	②				

問題編

●相続税法 総合計算問題集（基礎編）

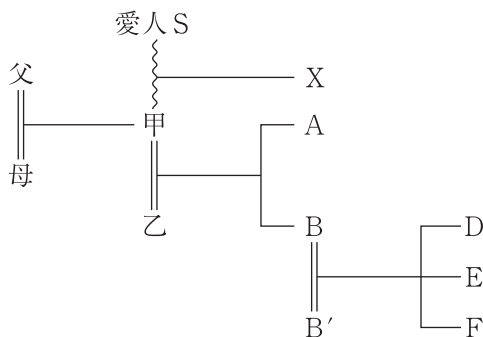
問題 1

(制限時間 70分)

下記の〔資料〕に基づいて、各相続人等の納付すべき相続税額を計算過程を示して求めなさい。なお、課税価格の計算のうち、小規模宅地等の特例については、答案用紙のⅠの3「小規模宅地等の減額金額の計算」欄に記入することとし、その特例の適用を受ける財産の答案用紙の「金額」欄には、その特例の適用を受ける前の評価額を記入することとする。また、各相続人等の課税価格に算入する金額の計算に当たって2以上の計算方法がある場合には、各人の課税価格が最も少なくなる方法を選択するものとし、各人の算出相続税額を計算するに当たってのあん分割合は、端数を調整しないで計算する。

〔資料〕

1. 東京都に住所を有する被相続人甲は、令和7年4月23日休暇中に自宅において死亡し、相続人等は全員同日相続の開始があったことを知った。なお、被相続人甲は、生前において日本国外に住所を有していたことはない。
2. 被相続人甲の相続人等の状況は次の図に示すとおりである。



- (1) 父は平成30年5月に、Bは令和3年5月に死亡している。なお、遺産総額はいずれも遺産に係る基礎控除額以下であった。
- (2) Fは、被相続人甲の死亡に係る相続について適法に相続の放棄をしている。
- (3) Xは平成17年に被相続人甲が認知した非嫡出子である。
- (4) 相続開始時における被相続人甲と配偶者乙との婚姻期間は51年1月である。
- (5) 特に記載のある者を除き、いずれも18歳以上であり、日本国籍を有し、相続開始時において日本国内に住所を有していた。
- (6) Bは、平成12年に被相続人甲と適法に養子縁組をしている。
- (7) Dは、平成11年8月8日生まれである。
- (8) Eは、平成14年12月10日生まれであり、相続開始時において障害の程度が4級の身体障害者手帳の交付を受けている。
- (9) Fは、平成19年5月20日生まれである。

3. 被相続人甲の相続開始時における財産の状況は次のとおりであり、次に掲げる者がそれぞれに掲げる財産を特定遺贈により取得した。

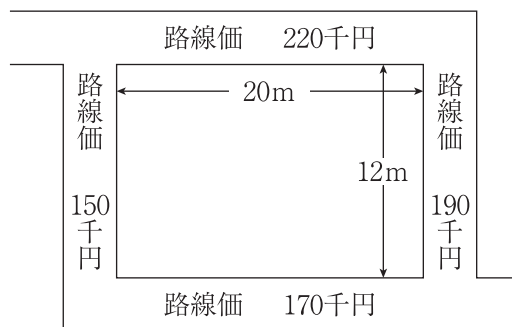
(注1) 源泉徴収されるべき所得税等の額に相当する金額を控除する場合の税率は、定期預金(利子): 20.315%とする。

(注2) 在外財産については、その所在地において日本国の相続税に相当する税は課税されていないものとする。

(注3) 宅地及び家屋は、すべて借地権割合が70%、借家権割合が30%である地域に所在する。なお、宅地等を取得した者は、特に記載のあるものを除き、申告期限においても引き続きその宅地等を従前と同様の用に供しているものとする。

(1) 配偶者乙が取得した財産

① H宅地(路線価方式適用地域所在、普通住宅地区) 240㎡



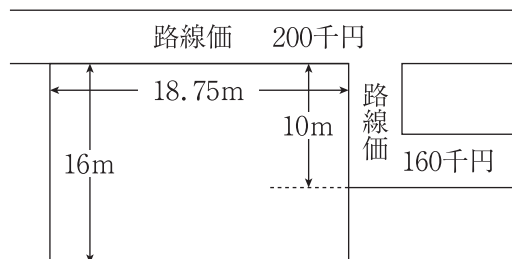
② 家屋

固定資産税評価額 4,000,000円

この家屋は、上記①のH宅地の上に存するものであり、被相続人甲の居住の用に供されていたものである。

なお、配偶者乙は令和6年2月から被相続人甲と別居しており、上記①の宅地及びこの家屋を相続税の申告期限までに売却している。

③ I宅地(路線価方式適用地域所在、普通商業・併用住宅地区) 300㎡



④ 家屋

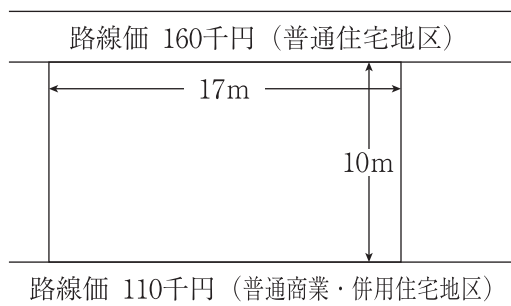
固定資産税評価額 5,000,000円

この家屋は、上記③のⅠ宅地の上に存するものであり、平成16年よりアパートとして全室第三者に貸付けられている。

⑤ その他の財産 時価評価額 11,649,000円

(2) Aが取得した財産

① J宅地（路線価方式適用地域所在） 170㎡



この宅地は、相続開始時において空地となっている。

② K社株式 2,500株

この株式は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場されているものであり、評価に必要な資料は次のとおりである。

なお、この株式の発行人の本店は愛知県にある。

	(東京)	(名古屋)
令和7年4月22日の最終価格	987円	985円
令和7年4月23日の最終価格	なし	なし
令和7年4月24日の最終価格	なし	なし
令和7年4月25日の最終価格	986円	984円
令和7年4月の毎日の最終価格の月平均額	912円	925円
令和7年3月の毎日の最終価格の月平均額	890円	892円
令和7年2月の毎日の最終価格の月平均額	901円	897円

③ その他の財産 時価評価額 5,263,000円

(3) Xが取得した財産

① L土地（倍率方式適用地域所在） 400㎡

(イ) 固定資産税評価額 7,365,200円

(ロ) 倍率 2.0倍

② アスファルト

このアスファルトは、上記①のL土地の上に存するものであり、相続開始前3年を超えて特定貸付事業を行っていた被相続人甲が令和5年5月より駐車場の用に供していた。なお、評価に必要な資料は次のとおりである。

(イ) 課税時期においてその財産を新たに建築するために要する費用の額
5,000,000円

(ロ) 課税時期においてその財産をその時の現況により取得する場合の価額
3,500,000円

(ハ) 定額法による償却費の額の合計額
1,100,000円

(ニ) 定率法による償却費の額の合計額
1,200,000円

③ 現金
1,000,000円

(4) Fが取得した財産

① 米国所在の別荘地（在外財産） 時価評価額 5,200,000円

② 米国情債（在外財産） 時価評価額 2,900,000円

(5) Eが取得した財産

① 別荘地 時価評価額 19,552,000円

② 定期預金

(イ) 預入高 8,000,000円

(ロ) 預入日 令和5年9月16日

(ハ) 満期日の約定利率 年 1.6%

(ニ) 預入後1年経過時の中間利払率 年 1.0%

(ホ) 中途解約利率 ① 預入後1年未満 年 0.8%

② 預入後1年以上 年 1.1%

(6) 母が取得した財産（動産）

① 同種同規格の新品の課税時期における小売価額 5,200,000円

② 取得価額 5,000,000円

③ 売買実例価額 不明

④ 製造の時から課税時期までの定率法による減価の額 3,200,000円

⑤ 製造の時から課税時期までの定額法による減価の額 2,800,000円

4. 上記3の特定遺贈財産及び下記5以降に掲げる財産以外の被相続人甲の遺産は、90,000,000円（すべて預貯金等の流動資産である。）であり、その遺産については、令和7年9月30日に各相続人間で分割協議が行われ、各相続人が民法第900条（法定相続分）及び同法第901条（代襲相続分）の規定による相続分に応じて取得した。

5. 被相続人甲に関する生命保険契約は、次の表のとおりである。

被保険者	受取人	契約者	保険金額	保険料負担者及び負担割合	備考
被相続人甲	配偶者乙	被相続人甲	30,000千円	被相続人甲 全額	—
被相続人甲	A	被相続人甲	20,000千円	被相続人甲 全額	—
被相続人甲	F	被相続人甲	10,000千円	被相続人甲 $\frac{1}{2} \cdot F \frac{1}{2}$	—
B'	E	被相続人甲	20,000千円	被相続人甲 $\frac{1}{3} \cdot E \frac{2}{3}$	(注1)
B'	E	E	15,000千円	被相続人甲 全額	(注2)

(注1) 相続開始時に解約した場合に保険会社から支払われる解約返戻金の額は3,000千円であり、遺言によりEが契約者の地位を引き継ぐこととなった。

(注2) 相続開始時に解約した場合に保険会社から支払われる解約返戻金の額は200千円である。

6. 相続開始時における被相続人甲の債務は次のとおりであり、すべて配偶者乙が負担した。

- (1) 銀行借入金 7,530,000円
- (2) 土地購入未払金 350,000円

7. 被相続人甲の葬式等に関して支出した費用は次のとおりであり、次に掲げる者がそれぞれ負担した。

- (1) 遺体解剖費用 120,000円……配偶者乙
- (2) 葬式費用 2,290,000円……配偶者乙
- (3) 通夜費用 1,000,000円……母
- (4) お布施 300,000円……F

8. 被相続人甲が生前勤務していた会社から、被相続人甲の死亡退職に伴い、13,600,000円の死亡退職金と、月額報酬520,000円の1年分に相当する6,240,000円の弔慰金が配偶者乙に支給された。

なお、被相続人甲に対する未払いの報酬・賞与はない。

9. 相続人等が被相続人甲から生前に生計の資本等として贈与を受けた財産は次のとおりであり、贈与税の申告が必要なものについては、各年分ともそれぞれ所定の期限までに申告納付されている。

なお、各受贈者は相続時精算課税選択届出書を提出していない。

- (1) 配偶者乙 令和3年2月3日に株式2,000,000円
- (2) 配偶者乙 令和4年8月31日に現金2,000,000円
- (3) D 令和7年2月21日に現金3,000,000円
- (4) E 令和7年4月21日に上場株式であるM社株式5,000株

令和7年4月21日の最終価格	2,800円
令和7年4月の毎日の最終価格の月平均額	2,850円
令和7年3月の毎日の最終価格の月平均額	2,820円
令和7年2月の毎日の最終価格の月平均額	2,840円

10. 特に記載のある財産以外はすべて在内財産に該当する。

<奥行価格補正率等>

1 奥行価格補正率

- ① 普通商業・併用住宅地区

10m以上12m未満	0.99	12m以上32m未満	1.00
------------	------	------------	------
- ② 普通住宅地区

10m以上24m未満	1.00
------------	------

2 側方路線影響加算率

- ① 普通商業・併用住宅地区

角地	0.08	準角地	0.04
----	------	-----	------
- ② 普通住宅地区

角地	0.03	準角地	0.02
----	------	-----	------

3 二方路線影響加算率

- ① 普通商業・併用住宅地区 0.05
- ② 普通住宅地区 0.02

<参 考>

1 相続税の速算表

各法定相続人の 取 得 金 額	税 率 (%)	控 除 額	各法定相続人の 取 得 金 額	税 率 (%)	控 除 額
10,000千円以下	10	0千円	200,000千円以下	40	17,000千円
30,000千円以下	15	500千円	300,000千円以下	45	27,000千円
50,000千円以下	20	2,000千円	600,000千円以下	50	42,000千円
100,000千円以下	30	7,000千円	600,000千円超	55	72,000千円

2 贈与税の速算表

(1) 平成27年1月1日以後（一般）

基 礎 控 除 後 の 課 税 価 格	税 率 (%)	控 除 額	基 礎 控 除 後 の 課 税 価 格	税 率 (%)	控 除 額
2,000千円以下	10	0千円	10,000千円以下	40	1,250千円
3,000千円以下	15	100千円	15,000千円以下	45	1,750千円
4,000千円以下	20	250千円	30,000千円以下	50	2,500千円
6,000千円以下	30	650千円	30,000千円超	55	4,000千円

(2) 平成27年1月1日以後（特例）

基 礎 控 除 後 の 課 税 価 格	税 率 (%)	控 除 額	基 礎 控 除 後 の 課 税 価 格	税 率 (%)	控 除 額
2,000千円以下	10	0千円	15,000千円以下	40	1,900千円
4,000千円以下	15	100千円	30,000千円以下	45	2,650千円
6,000千円以下	20	300千円	45,000千円以下	50	4,150千円
10,000千円以下	30	900千円	45,000千円超	55	6,400千円

解答・解説編

問題 1 解答・解説

解 答

I 各人の課税価格の計算

1. 遺贈財産価額の計算 (単位: 円)			
取得者	財産の種類	計 算 過 程	金 額
乙	H 宅 地	$\{(220,000 \times 1.00) + (190,000 \times 1.00 \times 0.02) + (170,000 \times 1.00 \times 0.02) + (150,000 \times 1.00 \times 0.03)\} \times 240\text{m}^2 = 55,608,000$	55,608,000①
	家 屋	$4,000,000 \times 1.0 = 4,000,000$	4,000,000①
	I 宅 地	$\{(200,000 \times 1.00) + (160,000 \times 1.00 \times 0.08 \times \frac{10\text{m}}{16\text{m}})\} \times 300\text{m}^2 = 62,400,000$ $62,400,000 \times (1 - 0.7 \times 0.3) = 49,296,000$	49,296,000①
	家 屋	$5,000,000 \times 1.0 = 5,000,000$ $5,000,000 \times (1 - 0.3) = 3,500,000$	3,500,000①
	その他の財産		11,649,000
A	J 宅 地	$\{(160,000 \times 1.00) + (110,000 \times 1.00 \times 0.02)\} \times 170\text{m}^2 = 27,574,000$	27,574,000①
	K 社 株 式	(1) 東京 ① 987① ② 912 ③ 890 ④ 901 $\therefore 890$	
		(2) 名古屋 ① 985 ② 925 ③ 892 ④ 897 $\therefore 892$ ①	
		(3) (1)<(2) $\therefore 890$	
		$890 \times 2,500\text{株} = 2,225,000$	2,225,000①
	その他の財産		5,263,000
X	L 土 地	$7,365,200 \times 2.0 = 14,730,400$	14,730,400①
	アスファルト	$(5,000,000 - 1,200,000) \times \frac{70}{100} = 2,660,000$	2,660,000①
	現 金		1,000,000①
F	別 荘 地		5,200,000
	米 国 国 債		2,900,000①
E	別 荘 地		19,552,000
	定 期 預 金	$8,000,000 + (^{\text{注1}})60,800 - (^{\text{注2}})12,351 = 8,048,449$	8,048,449①
		$(^{\text{注1}}) 8,000,000 \times 1.1\% \times \frac{584\text{日}}{365\text{日}} - 8,000,000 \times 1.0\% = 60,800$ ①	
		$(^{\text{注2}}) 60,800 \times 0.20315 = 12,351$ (円未満切捨)	

(15点)

1. 遺贈財産価額の計算（続き）				（単位：円）
取得者	財産の種類	計 算 過 程	金 額	
母	動 産	$5,200,000 - 3,200,000 = 2,000,000$	<u>2,000,000①</u>	
E	生命保険契約に関する権利	$3,000,000 \times \frac{1}{3} = 1,000,000$	<u>1,000,000①</u>	
2. 相続財産価額の計算				（単位：円）
取得者		計 算 過 程	金 額	
乙	90,000,000 ×	$\frac{1}{2} = 45,000,000$	45,000,000	
A		$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 15,000,000$	15,000,000	
E		$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 15,000,000$	15,000,000	
X		$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 15,000,000$	15,000,000	
3. 小規模宅地等の減額金額の計算				（単位：円）
対象者		計 算 過 程	金 額	
	(1) 有利判定			
	乙 H宅地	$\frac{55,608,000}{240\text{㎡}} \times 80\% \times 330\text{㎡} = 61,168,800$ 順位①		
	乙 I宅地	$\frac{49,296,000}{300\text{㎡}} \times 50\% \times 200\text{㎡} = 16,432,000$ 順位②		
	X L土地	$\frac{14,730,400}{400\text{㎡}} \times 50\% \times 200\text{㎡} = 3,682,600$ 順位③		
	(2) 減額金額 対象者・対象宅地・対象地積・減額割合・限度面積が合っていて①			
乙	H宅地	$55,608,000 \times \frac{240\text{㎡}}{240\text{㎡}} \times (1 - \frac{20}{100}) = 44,486,400$	<u>△44,486,400①</u>	
乙	I宅地	$49,296,000 \times \frac{54.54\text{㎡}}{300\text{㎡}} = 8,962,909$ （円未満切捨）		
		$8,962,909 \times (1 - \frac{50}{100}) = 4,481,454$	<u>△ 4,481,454①</u>	
	(注) $240\text{㎡} \times \frac{200}{330} + 54.54\text{㎡} \leq 200\text{㎡}$ ①			

（7点）

4. みなし取得財産価額の計算 (単位：円)			
項 目	対 象 者	計 算 過 程	金 額
生命保険金等	乙	$30,000,000 - \text{①} 15,000,000 = 15,000,000$	<u>15,000,000①</u>
	A	$20,000,000 - \text{①} 10,000,000 = 10,000,000$	<u>10,000,000①</u>
	F	$10,000,000 \times \frac{1}{2} = 5,000,000$	<u>5,000,000①</u>
		(注) 生命保険金等の非課税金額	
		$5,000,000 \times 5 \text{ (法定相続人の数)} = 25,000,000 \text{①} < 30,000,000 + 20,000,000 = 50,000,000$	
	乙	$25,000,000 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{30,000,000}{50,000,000} = 15,000,000 \\ \frac{20,000,000}{50,000,000} = 10,000,000 \end{array} \right.$	
	A		
	F	相続人でないため適用なし。①	
退職手当金等	乙	$13,600,000 + \text{①} 3,120,000 = 16,720,000 \text{①}$	
		(注1) $6,240,000 - 520,000 \times 6 = 3,120,000$	
		$16,720,000 - \text{①} 16,720,000 = 0$	0
		(注2) 退職手当金等の非課税金額	
		乙 $5,000,000 \times 5 \text{ (法定相続人の数)} = 25,000,000 \text{①} \geq 16,720,000$ $\therefore 16,720,000$	
生命保険契約に関する権利	E		<u>200,000①</u>
5. 債務控除額の計算 (単位：円)			
項 目	負 担 者	計 算 過 程	金 額
債 務	乙	$7,530,000 + 350,000 = 7,880,000$	<u>△ 7,880,000①</u>
葬 式 費 用	乙	遺体解剖費用は控除できない。①	<u>△ 2,290,000①</u>
	母	相続人・包括受遺者でないため適用なし。①	—
	F		<u>△ 300,000①</u>
6. 相続税の課税価格へ加算する贈与財産価額の計算 (単位：円)			
贈 与 年 分	受 贈 者	計 算 過 程	金 額
R 4	乙	現金	2,000,000
R 7	D	相続又は遺贈により財産を取得していないため適用なし。①	—
R 7	E	M社株式	
		(1) 2,800 (2) 2,850 (3) 2,820 (4) 2,840 $\therefore 2,800$	
		$2,800 \times 5,000 \text{株} = 14,000,000$	14,000,000

(14点)

7. 各相続人等の課税価格の計算								(単位：円)
項 目 \ 相続人等	乙	A	E	X	F	母		合 計
相 続 ・ 遺 贈 財 産	120,085,146	50,062,000	43,600,449	33,390,400	8,100,000	2,000,000		
み な し 取 得 財 産	15,000,000	10,000,000	200,000		5,000,000			
債 務 控 除	△10,170,000				△ 300,000	—		
生 前 贈 与 加 算	<u>2,000,000</u> ①		<u>14,000,000</u> ①					
課税価格（千円未満切捨）	126,915,000	60,062,000	57,800,000	33,390,000	12,800,000	2,000,000		292,967,000

Ⅱ 相続税の総額の計算

課税価格の合計額（単位：千円）		遺産に係る基礎控除額（単位：千円）		課 税 遺 産 総 額（単位：千円）	
292,967①		30,000 + 6,000 × 5（法定相続人の数）		232,967	
		<u>= 60,000</u> ①			
法 定 相 続 人	法 定 相 続 分	法定相続分に応じる各取得金額(単位：千円)		相続税の総額の基となる金額（単位：円）	
乙	$\frac{1}{2}$	116,483		29,593,200	
A・X	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3}$	38,827		5,765,400	
E・F	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2}$ ①	19,413		2,411,950	
合 計	5 人	1		相続税の総額	45,947,900 円

(5点)

Ⅲ 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

項 目 \ 相続人等	乙	A	E	X	F	母		合 計
算 出 相 続 税 額	19,904,896	9,419,909	9,065,145	5,236,768	2,007,506	313,672		
相 続 税 額 の 加 算 額					401,501			
贈与税額控除額（暦年）	$\triangle 90,000$ ①		—					
配偶者の税額軽減額	$\triangle 19,814,896$ ①							
未 成 年 者 控 除 額					$\triangle 100,000$ ①			
障 害 者 控 除 額			$\triangle 6,300,000$ ①					
納付税額（百円未満切捨）	0	9,419,900	2,765,100	$5,236,700$ ①	2,309,000	313,600		

税額控除等の計算

(単位：円)

項 目	対 象 者	計 算 過 程	金 額
相続税額の加算額	F ①	$2,007,506 \times \frac{20}{100} = 401,501$ やり方①	401,501
贈与税額控除額（暦年）	乙	R 4 $(2,000,000 - 1,100,000) \times 10\% = 90,000$	$\triangle 90,000$
	E	R 7 相続開始年分の被相続人からの贈与のため適用なし。①	—
配偶者の税額軽減額	乙	(1) $19,904,896 - 90,000 = 19,814,896$	
		(2) $\frac{45,947,900 \times (\text{注}) 126,915,000}{292,967,000} = 19,904,896$	
		(注) ① $292,967,000 \times \frac{1}{2} = 146,483,500 < 160,000,000 \therefore 160,000,000$	
		② 126,915,000 やり方①	
		③ ① > ② $\therefore 126,915,000$	
		(3) (1) $\leq$ (2) $\therefore 19,814,896$	$\triangle 19,814,896$
未成年者控除額	F	$100,000 \times (18\text{歳} - 17\text{歳}) = 100,000$	$\triangle 100,000$
障害者控除額	E	$100,000 \times (85\text{歳} - 22\text{歳}) = 6,300,000$	$\triangle 6,300,000$

(9点)

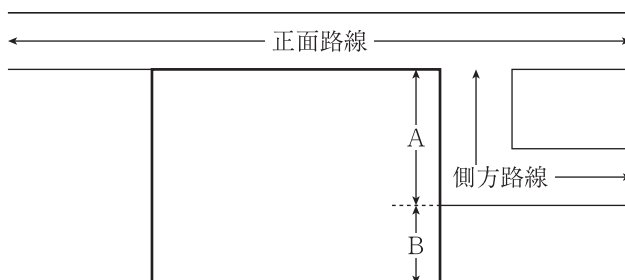
解 説

1. 縁組前出生

Dの親であるBは平成12年に被相続人甲と養子縁組をしており、Dは縁組前である平成11年に生まれているため、被相続人甲の直系卑属に該当しないため被相続人甲の代襲相続人とはならない。なお、E・Fは縁組後に出生しているため、いずれも被相続人甲の直系卑属に該当する。

2. I宅地

側方路線に一部分のみ接している宅地については、側方路線影響加算額を調整して宅地の評価額を計算する。



- (1) 正面路線価×奥行価格補正率
- (2) 側方路線価×奥行価格補正率×側方路線影響加算率× $\frac{A}{A+B}$
- (3) {(1)+(2)}×地積

3. J宅地

地区区分の異なる宅地の価額は、正面路線の地区区分に係る補正率等を使用して計算した価額により評価する。この場合の正面路線の判定は、それぞれの路線価にそれぞれの路線の存する地区区分に応じた奥行価格補正率を乗じた価額を基に行う。

本問の場合、J宅地の正面路線の地区区分が普通住宅地区に該当するため、普通住宅地区に係る二方路線影響加算率を使用してJ宅地の評価を行う。

4. アスファルト

アスファルト（構築物に該当する。）は、下記の算式により評価する。

$$(\text{再建築価額} - \text{償却費の額の合計額又は減価の額}) \times \frac{70}{100}$$

5. 小規模宅地等の特例（措法69の4）

(1) 配偶者乙が取得したH宅地

申告期限までに売却しているが、相続開始直前において被相続人甲の居住の用に供されていた宅地を配偶者乙が取得しているため、特定居住用宅地等として減額割合80%、限度面積330㎡の適用対象となる。

(2) 配偶者乙が取得したI宅地

被相続人甲の事業が不動産貸付業（平成16年より貸付開始）に該当し、かつ、申告期限においても配偶者乙は引き続きこの宅地を所有し、従前と同様の用に供しているため、貸付事業用宅地等として減額割合50%、限度面積200㎡の適用対象となる。

(3) Aが取得したJ宅地

空地であるため、小規模宅地等の特例の適用はない。

(4) Xが取得したL土地

相続開始前3年を超えて特定貸付事業を行う被相続人甲が令和5年5月から駐車場業の用に供しており、かつ、申告期限においてもXは引き続きこの土地を所有し、従前と同様の用に供しているため、貸付事業用宅地等として減額割合50%、限度面積200㎡の適用対象となる。

(5) FとEが取得した別荘地

別荘地であるため、小規模宅地等の特例の適用はない。